別記様式第二号

（表　面）

写真ちょう付面

第　　号

（職）氏　名

年　月　日生

精神保健福祉職員の証

令和　年　月　日

厚生労働省（都道府県又は指定都市）　印

（Ａ列６番）

（裏　面）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい

第十九条の六（報告の徴収及び立入検査）

２　前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十条（都道府県知事等に対する報告等）

２　都道府県知事は、指定医の診察をした者につき、第二十七条から第二十九条までの規定による申請、通報又は届出があつた場合において、その指定医をした者について調査の上必要があると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

３　都道府県知事は、指定医が、この法律の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

４　前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度において、指定医及び前項の者の居住する場所へ立ち入ることができる。

５　第十九条の六の規定による立入りについて準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十条第一項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十条第四項」と読み替えるものとする。

第二十一条（報告徴収等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、又は当該職員に、当該精神科病院の帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出に関し、精神病院の管理者に対し、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の提示を命じ、当該職員若しくは指定医に、精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又は当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

３　第十九条の六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十一条第一項」と、「当該職員」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

第四十条（厚生労働大臣又は都道府県知事の三項の措置又は通報）

第四十条の二第一項の規定による届出に関し、精神病院の管理者に対し、報告を求めしめ若しくは診療録その他の帳簿書類の提示を命じ、当該職員若しくは指定医に、精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

２　第十九条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十条の五第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十条の五第一項」と読み替えるものとする。

（注意）

一　この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣（都道府県知事又は指定都市市長）（精神保健福祉職員でない場合は、都道府県知事又は指定都市市長）に届け出ること。

二　精神保健福祉職員でなくなったときは、厚生労働大臣（都道府県知事又は指